

沼津市西浦海浜施設条例の一部改正について

沼津市西浦海浜施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市西浦海浜施設条例の一部を改正する条例

沼津市西浦海浜施設条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	金額			
駐車場	通 常	普通車	1 回につき 1 台	1,240 円
		バス・マイクロバス	1 回につき 1 台	2,500 円
		バイク	1 回につき 1 台	370 円
	繁忙期	普通車	1 回につき 1 台	1,800 円
		バス・マイクロバス	1 回につき 1 台	3,620 円
		バイク	1 回につき 1 台	540 円
温水シャワー	1 回につき		300 円	

付 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

「提案理由」

安定した施設運営を図るため、利用料金を改めるものである。